

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）43

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838

七
有
作
成

北17

7251- No. 24-25

省内配布表

昭和46年7月1日現在

主管課 担当官

資料名	沖縄に関する防衛交渉について														
年月日	46.2.19.			作成部数			30			配布先					
コード	配布先	部数	種類	コード	配布先	部数	種類	コード	配布先	部数	種類	コード	配布先	部数	種類
B4	大臣	2	B2	旅				ES	洋			B7	参	1	19
B4	政次	2	C1	移								B7	参	3	19
B4	事次	1	B7						近了長			B8	協	1	20
B4	万博代			並長					参			B7	規	1	24
E4	外審	1	B6	参				D5	書						
E4	外録	1	B6	参					近了				国長		
E4	官長	1	B7	北								E6	参		
E4	総書		B7	中					経長				政		
A5	儀長		B6	東1					次				軍		
C2	儀分		B6	東2					参				社		
D4	人			西					参				科		
C3	文記		B5	米長	10	E7			総				専		
A8	曾会			参	1				経				情		
C2	会		E7	北1	3				統			B3	長		
B2	管		B5	北2	3				画1				参		
B8	厚			北2	3				画2				道		
B1	計	X	C1	係	3	C2	万博		文				内		
E7	給			中府	1				外				文		
C3	国資			参	1				長			B3	長		
B8	調			南1	1				参				道		
C3	研			南2	1				参				内		
C1	企画		E5	政長		D6	画		研				外		
B2	領移			参					大				研		
B2	参			技					研				大		
B2	領			協1					研				大		
				協2					研				大		
				理					研				大		
				米	1				研				大		
				東1					研				大		
				東2		B7	系長	1	研				大		

注1. 極秘文書配布の際には「部数」欄は一連番号を記入すること。
 2. 電子計算機による管理の対象とすることを希望する資料は必ず「部数」欄に計算機室へ配布すること。

(24)

極秘
無期限
30部以内
24号

沖縄に関する防衛交渉について
 昭和46.2.19
 アメリカ局北米第一課

目下日米防衛当局間で話し合いを行なっている自衛隊の沖縄配備計画については、(1)展開兵力の規模、(2)米側からの引継ぎのタイミング、(3)SAM (注1)及びAO&W(注2)の購入の3問題があるところ、それぞれの概要及び今後検討を要する問題点は下記のとおりである。

(注1) SAM 地对空ミサイル
 Surface-to-Air Missile

(注2) AO&W 航空警戒管制
 Aircraft Control and Warning

記

- 展開兵力の規模
 - 1972年度から始まる第4次防(5カ年計画)に関する防衛庁案に含まれる沖縄関係の防衛力整備計画では、
 - 陸上自衛隊については、警備隊1隊、ヘリコプター約10機、ホーク部隊1隊等、人員1,800人。

(a) 海上自衛隊については、揚陸艦1隻、護衛艦2隻、対潜哨戒機約10機、基地部隊等人員計1,100人。

(b) 航空自衛隊については、要撃戦闘機部隊1隊、ナイキ部隊1隊、レーダーサイト4カ所等人員3,900人。

以上陸海空合計6,800人を配備することとしている。

(2) ただし、沖縄返還当初に配備すべき部隊としては、陸海空合わせて前記6,800人のうち約3,200人を返還後約6カ月以内に配備する計画であり、米側もこの配備計画に同意している。上記配備計画の内訳は次のとおりである。

- (a) 陸上自衛隊 1,100名
(那覇ホイール・エリア(注3)及び那覇空港)
- (b) 海上自衛隊 700名
(ホワイト・ビーチ(注4)及び那覇空港)
- (c) 航空自衛隊 1,400名
(那覇空港F104J/航空隊)

(なお、A C & W 及び S A M 要員の配備については後述2参照。)

(注3) 別紙1地図参照

(注4) 別紙2地図参照

2. 防空責任移管のタイミング

- (1) S A M (地对空ミサイル、Surface-to-Air Missile)及びA C & W (航空警戒管制、Aircraft Control & Warning)を含む防空責任移管のタイミングについては、当初米側の「返還後12カ月」の主張と日本側の「おおむね18カ月」の主張のくい違いがあつた。
- (2) その後日本側で検討した結果、前記防空責任については、返還が72年7月として、73年7月に日本側が引継ぎをなしうると考えられるに至つた。

ただし、ナイキ及び航空警戒管制部隊については、次のごとき問題がある。

- (a) 地对空誘導弾部隊のうちナイキ部隊(高射隊3個をもつて編成)については、73

年7月には展開を完了しているが、3個高射隊のうち2個高射隊は年次射撃(注5)を終了していない状態にある。(復帰後18カ月以内には、3個高射隊とも年次射撃を終了している。)

なお、ホークについては、完全な配備が終了している。

(注5) ミサイル部隊は最初個人的訓練を行なうが、部隊として統合的に動くためには当然チーム訓練が必要であり、同訓練の最終段階において実際に射つてみて練度(訓練の度合)を確保することになっている。この射撃は通常1年に1回実施され、従つて年次射撃といわれている。これを要するに、年次射撃を終了したら部隊の待機任務は十分果しうるとみなされることとなるのである。

(ロ) 航空警戒管制部隊については、復帰後1年の時点では人員の充足が約60%程度の状態であるので(18カ月の時点では

100%となる。)、復帰後1年経過後人員が完全に充足するまでの数カ月間は4個サイトのうち1個サイトが一時的に運用中断する可能性があるが、レーダーサイトのカパレッジからみて航空警戒管制上特に大きな支障があるとは考えられない。

(9) 防衛庁は米側に対し上記の点を説明し、前記配備計画について米側の同意を求めており(1月18日久保・カーチス会談)、米側は交渉当事者限りでは異存なき旨述べているが、本国政府の確認を求めている状況である(米側の回答は2月下旬頃にもたらされる由。)

3. SAM及びAO&Wの購入引継ぎ

(1) 米側は沖縄にある米軍のSAM及びAO&Wを日本側が購入、引継ぐよう要請越し、当初は(イ)日本側の提案するナイキ、ホーク各1隊の配置、(ロ)ミサイル及びレーダー・サイト・システムの日本側への売渡し、及び(ハ)1年以内の引継ぎ完了は一括(package)して取扱いよう申

越したが、前記2のとおり、(イ)については米側も弾力的に考慮している趣であり、実質的には(イ)(ロ)のパッケージとなつている。

- (2) 上記購入の問題については、1月18日の久保・カーチス会談において、日本側よりナイキ、ホーク及びA0&W装備品については、現在沖縄において使用されている装備品のうち動産を購入することとしたい旨、及び品目、数量及び価格については、現地調査を行なつた上で協議したいと述べている。なお、前記方針については、防衛庁は大蔵省とも協議済みの由であり、また2月中に現地調査団を派遣する趣である。

4 防衛交渉の問題点

防衛交渉にてとりあげられてきた諸項目のうち、最大の問題は、防空体制の引継ぎのタイミングの点であつたことは前述のとおりであるが、これが「日本側の配備完了には18カ月を要するも、12カ月段階で米側は防空任務を終了す

る。」という形で到着する見通しである。

この場合、今後の検討を要する問題点としては、次のごときものがある。

- (1) 復帰後12カ月間は米側が防空任務を担当するが、このためにはなんらかの取決めが必要か。
- (イ) 本土における領空侵犯対処措置については、岡崎・マーフィー往復書簡、松前・バーンズ協定があるところ、復帰後1年間は米側が防空任務を担当することとこれらの取極との関係をどう考えるかは今後検討する要があろう。(なお、防衛庁としては、松前・バーンズ協定の改廃を別途考慮しており、これには問題があるので目下協議中。)
- (ロ) SAMについては、本土に例がなく、松前・バーンズ協定のごとき取決めが一切存在しないところ、このため新規になんらかの取決めが必要か否かの問題がある。
- (2) 自衛隊の配置が段階的に進行することに伴い、この間における責任分担、指揮命令系統

の調整を図る必要がある。

- (3) なお、防衛交渉が軍当局者との間で一応の合意をみた段階において、外交ルートでこれを確認する必要性の有無の問題がある。

参 考 自衛隊の使用する設備の工事

前記1.の復帰後における自衛隊の沖縄配備に際しては、自衛隊の使用する建物等を新たに建設し、あるいは既存の設備を改修する等の必要があるところ、防衛庁としては、米側の了解を取付けて復帰前に建設工事を開始したいと考えている。

本件工事の対象とされている施設は、那覇港、那覇空港及びホワイト・ビーチの3カ所であり、いずれも現在米側が使用している施設の一部に自衛隊が配備されることにつき大卒の話し合いがついているものではあるが、(イ)復帰後自衛隊が使用する態様、(ロ)底地の所有権関係、及び(ハ)地主側の同意がえられるか等の複雑な問題を包含している。

いずれにせよ前記諸問題とは別に、復帰前に米軍施設内の一部に自衛隊の建設工事を始めること自体については、日米両政府間レベルにおいて米側の同意を取付けておく必要があるので、その旨米側に申入れておいたところ、米側は返

還協定の両国議会による承認前には前記工事の実施は原則的に不可能である旨回答越した。

これに対し防衛庁側は、特に那覇空港の滑走路延長工事については、部隊展開の時期から考えて、返還協定の承認前に調査工事を実施する必要があるとして、この点につき米側の配慮を重ねて要望したところ、1月18日久保・カーチス会談において米側は、事前の調査には協力するが、工事の開始はやはり返還協定批准後として欲しい旨回答越し、具体的な作業計画については Staff Level において話合うこととされている。

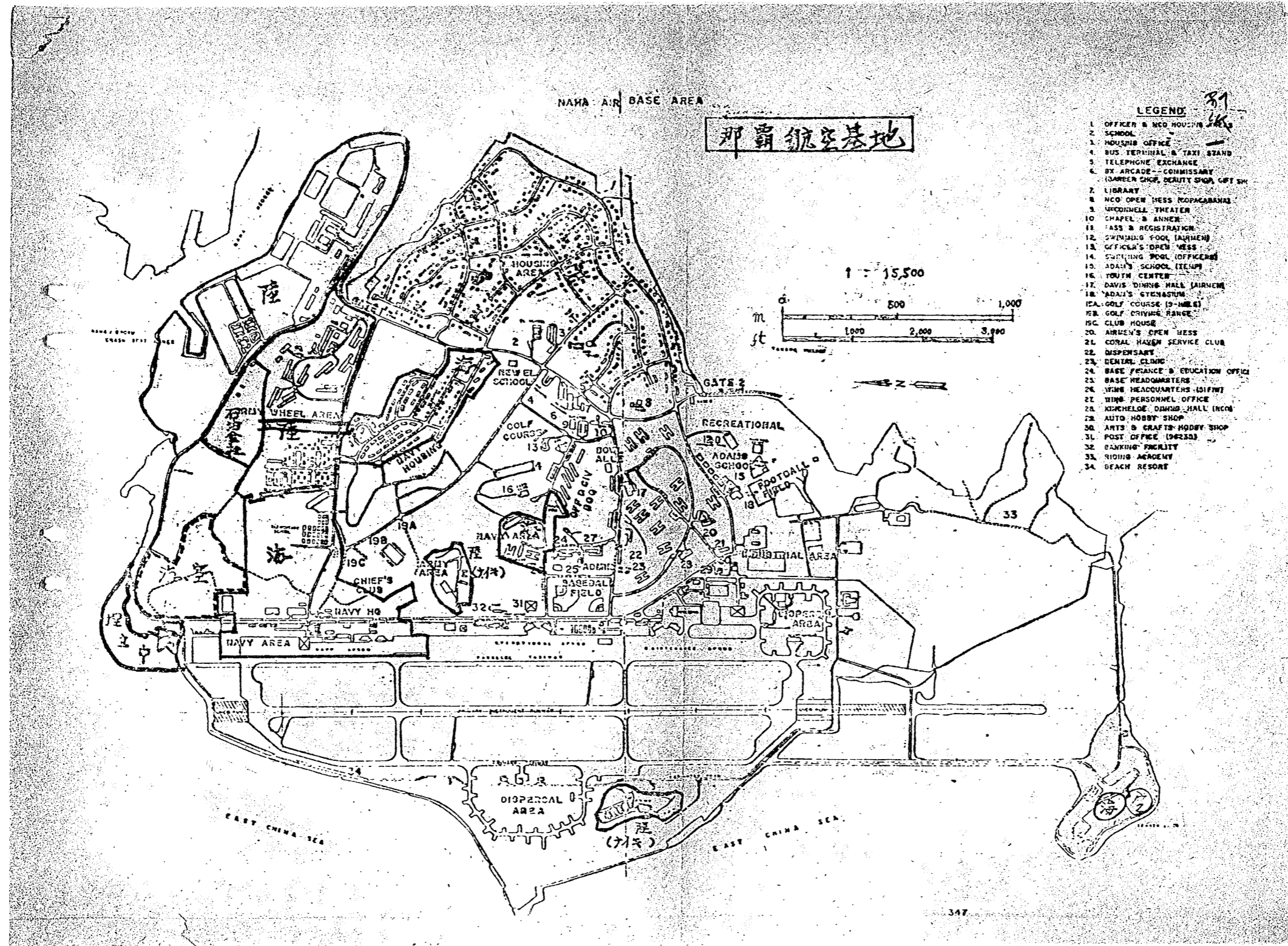
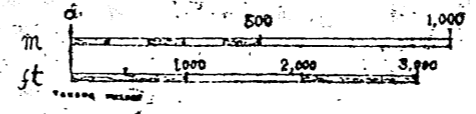
NAWA AIR BASE AREA

那霸航空基地

LEGEND

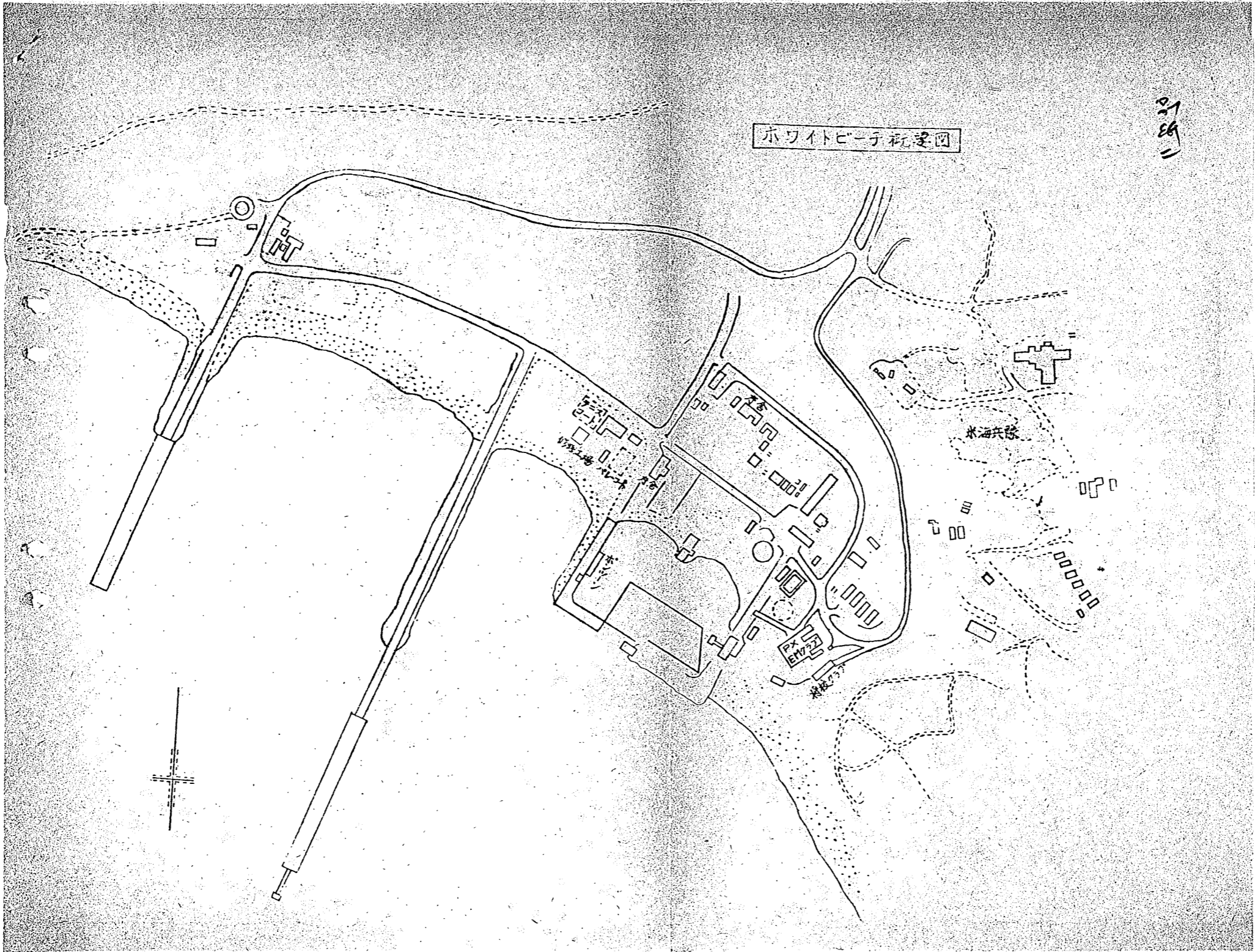
- 1 OFFICER & NCO HOUSING
- 2 SCHOOL
- 3 HOUSING OFFICE
- 4 BUS TERMINAL & TAXI STAND
- 5 TELEPHONE EXCHANGE
- 6 BX ARCADE - COMMISSARY (GREEN SHOP, BEAUTY SHOP, GIFT SH)
- 7 LIBRARY
- 8 NCO OPEN MESS (KOPACABANA)
- 9 WOODHILL THEATER
- 10 CHAPEL & ANNEK
- 11 PASS & REGISTRATION
- 12 OFFICERS' POOL (AIRMEN)
- 13 OFFICERS' OPEN MESS
- 14 SWIMMING POOL (OFFICERS)
- 15 ADAMS SCHOOL (ELEM)
- 16 YOUTH CENTER
- 17 DAVIS DINING HALL (AIRMEN)
- 18 ADAM'S STENOGRAPH
- 19A GOLF COURSE (9-HOLE)
- 19B GOLF COURSE RANGE
- 20 CLUB HOUSE
- 21 AIRMEN'S OPEN MESS
- 22 CORAL HAVEN SERVICE CLUB
- 23 DISPENSARY
- 24 DENTAL CLINIC
- 25 BASE PERANCE & EDUCATION OFFICE
- 26 BASE HEADQUARTERS
- 27 WINE HEADQUARTERS (OFFICE)
- 28 WINE PERSONNEL OFFICE
- 29 MICHELOE DINING HALL (NCO)
- 30 AUTO HOBBY SHOP
- 31 ARTS & CRAFTS HOBBY SHOP
- 32 POST OFFICE (OFFICE)
- 33 BANKING FACILITY
- 34 RIDING ACADEMY
- 35 BEACH RESORT

1 : 15,500



ホワイトビーチ概略図

1.8.12



極秘
無期限

アメリカ局長
参事官
参事官
北米課長

糸野課長
安全保障課長

糸野
沖繩に關する防衛交渉について

66.2.18
米北(有地)

目下日米防衛当局間の話し合いは行
なつてゐる自衛隊の沖繩配備計画に
ついては、(1) 陸上自衛隊の規模 (2) 米側
からの引込の状況 (3) SAM、AC、AC
(注) 購入の3内題があるところ、去
の概要は下記のとおりである。
(ACの引込と要する内題は)

GA-5

外務省

(注1) SAM — 地対空ミサイル
Surface-to-Air Missile

(注2) AC&W — 航空警戒管制
Aircraft Control and Warning

記

1. 陸上自衛隊の規模

(1) 1972年度から始まる第4次防衛計画(55年
計画)に關する防衛庁案に含められた
沖縄隊の防衛力整備計画は、
① 陸上自衛隊については、警備隊1隊、
ヘリコプター約10機、木造部隊1隊
等人員1,800人
② 海上自衛隊については、揚陸艦1隻、
護衛艦2隻、対潜哨戒機約10機、
基地部隊等人員計1,100人

GA-6

外務省

(a) 航空自衛隊に711機、要撃戦闘機

部隊1隊、 fighter 部隊1隊、レーダー機

ト 4500名等人員 3,900人

以上陸海空合計 6,800人を配備する

こととする。

(2) 但し沖縄返還当初に配備すべき

部隊といたし、陸海空合計の総記

6,800人のうち約3,200人を返還後の

規模に配備計画に同意する。

6ヶ月以内の配備計画あり。

右配備計画の

✓内訳は次のとおりとする。

(a) 陸上自衛隊 1,100名

(注3) (那覇 ホール・エアー 及び 那覇空港)

(a) 海上自衛隊 900名

(注4) (ホウト・エアー 及び 那覇空港)

(b) 航空自衛隊 1,400名

(那覇空港 F104J 1航空隊)

の配備

(ホウト ACBW 及び SAM 要員に711機

後注2参照)

(注3) 別紙1 地図参照

(注4) 別紙2 地図参照

2. 防空責任轉管のメーソウ

(1) SAM (地対空ミサイル, Surface-to-Air

Missile) 及び AC&W (航空警戒管制,

Aircraft Control & Warning) を含む防空

責任轉管のメーソウについては、当初米例

の「返還後12ヶ月」の主張と日本側の「概

ね18ヶ月」の主張の相違があった。

(2) その後日本側の検討の結果、前記

防空責任については、返還後72ヶ月

とし、73年7月に日本側が引継ぎを為

しつと済ませるに至った。

但し十ヶ所の航空警戒管制部隊

については次の如き問題がある。

(1) 地対空誘導弾部隊の5十ヶ部

隊(高射隊30を以て編成)については、

73年7月には厚岸を完了し、30

高射隊の520高射隊は年内射撃

(註)を完了し、結果は、(後掲

後18ヶ月以内には、30高射隊は年内

射撃を完了した。))

ほか、ホークについては、完全に配備

が完了した。

(註) ミサイル部隊は 最初の5人の訓練を行な
うが、部隊として統合的に動くためには

先 4人の訓練が必要であり、同訓練の最終段
階において実際の射撃の連続(訓練の意図)

を確保することになっている。この射撃は通常1年
に1回実施され、毎2年次射撃と云われ

ている。これを更に、年次射撃を終了した
部隊の待機任務は十分果しうると見做され

ている。
30%ある。

(四) 航空警戒管制部隊については、復帰後

1年の時英の人員の充足率約60%

程度の状態にあること(1849年時英の

は100%とあり)、復帰後1年経過後

人員が完全に充足するまでの数ヶ月の間は

450サイトから150サイトに一時的に運

用中断打撃があるが、レーダーサイトの

カバーレッジは42 航空警戒管制上特に

大きな支障があるとは考えられない。

(3) 防衛庁は米側に対し上記の英を説明

し、米側既(審計画)について米側の同意を

求めた(1月18日 久保・カーン合談)。

米側は交渉が非常に限定的に存在する旨

述べたこと、英政府の確認を求めた

こと状況である。(米側の回答は2月下旬

頃にもたらされた) 外務省

3. SAM及びACBの購入引継

(1) 米例外沖縄に於る米軍のSAM及び

ACBを日米例外に購入、引継ぎに付

要請致し、当初は(1)日米例外の提案に

付、ホーク各1隊の配置(2)ミサイル

及びレーダー、サイト・システムの日米例外への

売渡し、及び(3)一年以内の引継ぎ了付

一括(package)に取らば(4)中し

趣意に付、前記2.9とあり(5)に付して

は米例外に弾力的に考慮に付する趣意

あり、實質的には(6)の1.74-2

と行っている。

(2) 上記購入の由程については、1月18日

の文部・カー社 会談において、日米例外に

付、ホーク及びACBの整備品について

は、現在沖縄に在るに付して

整備品のうち部品を購入するに付して

旨、及び品目、数量及び価格については、

現地調査を行つた上での協議に付

と行っている。 前記米軍方針については、

行方等は本務省との協議の由あり、又

2月中旬に現地調査団を派遣する趣意あり。

4. 防衛交渉の肉題案

防衛交渉に必要と認めらるべき諸項目のうち、最大の肉題は、防衛体制の引継ぎのタイミングの案があることである。

この案は、日本が「旧体制の配備完了」は18ヶ月を要する、12ヶ月段階で半例半防衛体制を終了する」という形で落着いた見通しがある。

この場合、今後の検討を要する肉題案として、次の如きものがある。

(1) 復帰後12ヶ月以内半例半防衛体制

その他は、このとおり、~~防衛~~ 取法

の如き案か。

(1) 本土に於ける領空侵犯対処措置に、
防衛・マニラ・在日米軍
 12ヶ月、~~「防衛」~~ 協定を結ぶこととする。
 (復帰後1年以内は米軍が防衛任務を担うこととし、
 日本が沖縄に適用するに際し、領空
 侵入の取極と関係とを考慮し、今後検討
 すべき事項とする。)

従って、~~この案は~~ 可能である。(1)の防衛
 案と12ヶ月協定の改定を別途
防衛・マニラ・在日米軍
 考慮し、この案の肉題があるのみ
 下協議中。)

(2) SAMの配備、本土に例をなく、

なお、松前・白根協議の如き取決

め、一切存在しない。新規に何らか
の取決めが必要とされる。
（中略）

(2) 自衛隊の配置が段階的に進行する

ことになり、その間に責任分担、指揮

命令系統の調整を図る必要がある。

(3) 存在 防衛交渉が妥当事者との間に

一定の合意を以て段階的に行い、外交上

トビレを確保する必要があると認めら

れる。

備考 自衛隊の使用した設備の工事

赤記1.の復帰後に付いた自衛隊の沖

縄設備に際して、自衛隊の使用した

建物等を新たに建設し、あるいは既存の

設備を改修する等の必要があると認め

られる場合は、XXXXXXXXXX 事例の了解を

取らなければならないと考へ

らる。

在沖工事の対象とされている施設は、那

覇港、那覇空港及び赤松山・白根の3地

にあり、これらも既に事例の使用して

この施設の一部に自衛隊が配備され

ることになった。本件の場合にかつては

ことになった。自衛隊が使用される

総称、(1) 基地の所有権関係、(2) 地上

利用の同意が得られるかの複雑な内

容と包含されている。

これらに本 基地構想の趣意が示され、

従来から半軍施設の一部に自衛隊

の建設工事を始めたこと自体については、日

米両政府間レベルにおいて 米側の同意

を既に得ていると見られる。 以上

米例の中に入れておきたい。 米例は

迅速協定の西側諸国に於ける承知前

に 基地工事の實施は原則的に不可能

である旨回答した。

これに自衛隊が例え、特に那覇空港

の滑走路延長工事については、部隊展開

の時期から見て、迅速協定の承知前

に調査工事を實施する必要があること、

この点につき 米例の趣意を十分に考慮した

こと、 1月18日の記録から合意した

米例は 事前の調査に協力するが、工事

の開始は 先決 迅速協定批准後と

に於ける ~~交渉~~ 同条 第1項

具体的な作業計画については staff

levelにおいて話し合うこととされている。

(

(

(

(